

東京都新たな感染症対策委員会設置要綱

9 衛福結第 1 4 0 号
平成 9 年 7 月 1 日
最終改正 2 0 福保健感第 2 6 6 号
平成 2 0 年 7 月 1 日

(設 置)

第 1 国際都市であり、大都市である東京の地域特性にあった新興・再興感染症に対する適正な対策を提言することを目的に、東京都福祉保健局に東京都新たな感染症対策委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 委員会は、次の事項について協議し、その結果を福祉保健局長に報告する。

- (1) 新興・再興感染症に関する疫学、予防及び治療について
- (2) 新興・再興感染症発生時の情報の収集及び伝達について
- (3) 新興・再興感染症発生時の医療体制等について
- (4) その他について

(組 織)

第 3 委員会は、15 人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、都立病院及び関係行政機関の職員のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する。
- 3 委員会に、専門部会を置くことができる。
- 4 専門部会は、専門委員で組織する。
- 5 専門委員は、学識経験者、都立病院及び関係行政機関の職員のうちから、委員長が指名し、福祉保健局長が委嘱又は任命する。

(任 期)

第 4 委員の任期は 2 年以内とし、補欠委員の任期は前任の残任期間とする。
また、再任する場合は、4 期 8 年までを限度とする。

(委員長)

- 第 5 委員長は、委員が互選する。
- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
 - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(関係者の出席)

第 6 委員長は必要に応じて、委員会に関係者の出席を求めることができる。

(召 集)

第7 委員会は、福祉保健局長が招集する。

(会議の公開)

第8 会議は公開する。ただし、委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議を公開しないことができる。

(庶 務)

第9 委員会の庶務は、福祉保健局健康安全部感染症対策課において処理する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。